

地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進の  
ための体制構築支援事業  
仕様書

令和3年 5月  
厚生労働省医政局総務課

## 第1 調達内容

### 1. 調達件名

地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための体制構築支援事業

### 2. 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

### 3. 事業目的

政府では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げられた2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の実現に向けて様々な取組を進めている。「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月観光立国推進閣僚会議）においては、新たな観光資源の開拓として、地域の医療・観光資源の活用に取り組むこととしている。

日本の優れた医療と地域資源を活かした観光要素を組み合わせた滞在プラン等を提供し、海外からの外国人受入れを推進することは、地方誘客や旅行消費額の拡大を進めるとともに、諸外国の国民の健康寿命の延伸に貢献しつつ、日本の医療技術・サービスの更なる充実に資する新たな観光コンテンツとなるものと期待される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今後の旅行形態の変化や旅行者の意識変革が予想される中で、3密の回避など、安全に配慮した地域の医療機関等の受入れ体制の整備や滞在プラン等の造成なども、今後必要になってくる。

これらを実現する安全に配慮した地域における外国人の受入れの推進や、地域の医療・観光資源を活用した滞在プランの提供には、「医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した地域の受入れ体制の整備」「医療・健康意識の高い訪日外国人に対し、旅行消費額の増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成・提供」「造成したプランの販売に向けた海外連携・販路の確保」等が重要な要素として考えられる。各地域がこれらを独力で達成するためには、先行事例に基づくノウハウの提示が不可欠であるが、感染症対策を考慮した事例を見つけることは難しい。

このような背景・認識のもと、上記のような要素に加え、それぞれの地域の目指す姿や成熟度に合わせた支援を行うことで、時代に即した安心・安全な地域づくりや新たな滞在プラン造成を目的とした地域のモデルとなりうる取組を創出する。各取組みの中で目的達成のための重要な要素を分析した上で、他地域にも展開できるような好事例として報告書に纏めることをゴールとし、以下の4に示す事業を実施するものである。

#### 4. 事業内容

3に示した目的の達成に向けて、令和元年度、令和2年度の先行事業の事業報告書も活用し、受託事業者は、地域の提案・成熟度に合わせて取組の支援を実施する。

なお、本事業を実施するに当たっては、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」に合致する内容に限るものであることに留意すること。

また、受託事業者は業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響も勘案し、オンラインを活用した事業推進を計画すること。（ただし、業務の必要に応じて地域等へ赴くことや、成果報告会含む会議の会場での実施を妨げるものではない）。

以上のことを踏まえ、受託事業者は、以下の業務を行うこととする。

##### <項目>

- ① 全体統括、経理処理
- ② 地域の決定
- ③ 定期の打合せ
- ④ 有識者委員会の開催
- ⑤ 地域の事業支援
- ⑥ 効果測定の実施
- ⑦ 成果報告会の開催
- ⑧ 業務実施報告書の作成

##### <詳細>

###### ① 全体統括、経理処理

事業の全体スケジュール等を策定し、円滑に事業が進むよう事業全体の管理を行うこと。

また、受託事業者は、地域が事業を実施するに当たり発生する経費を確認し、地域の取組完了後に、地域に対して、その経費について適切性を確認の上で、精算払いをする。その際、上限は800万円（税込み）を想定する。ただし、上限額を超える経費を地域が自らの負担で支出することは妨げないものとする。なお、地域の取組に対して支出する経費（上限800万円×最大7地域）は本契約とは別に支払うものとする。

###### ② 地域の決定

本事業を最大7地域で実施する。「ア。」で示すとおり、厚生労働省が地域の提案を募集し、地域からの提出期限を設定する。地域の募集は厚生労働省のホームページを通して公示する。受託事業者は、厚生労働省との契約後速やかに地域からの提案の提出窓口を設置し、別途厚生労働省が定める募集要項に沿って提案を受け付けること。その際、関心があると思われる地域について情報収集を行い、厚生労働省と協議の上、当該地域等への募集にかかる周知を行うこと。

#### ア. 提案の募集スケジュール

厚生労働省において、2021年7月上旬から募集を開始し、以下の通り提案の提出期限を設定する予定である。

##### 【スケジュール（予定）】

- ・ 地域からの提案の提出締切り：7月下旬
- ・ 有識者委員会：提案の提出締め切り後速やかに
- ・ 地域の決定：8月中旬

なお、決定された地域が7か所に満たなかった場合には、追加的に2回目の地域募集を行うことがある。その場合、受託事業者は1回目と同様の業務を実施する。

#### イ. 地域の選定案作成及び有識者委員会による地域決定の審査

受託事業者は「ア。」で示されたスケジュールに沿って、地域の選定案を作成し、有識者委員会による審査を経て地域の決定を行なうこと。このため、本契約後速やかに有識者の決定及び有識者委員会の日程調整を行う必要があることに留意すること。有識者委員会は、医療渡航、外国人患者受入れ、観光、そして行政の会計や税務に精通する有識者（4名）、厚生労働省職員（2名）、及び観光庁職員（2名）を構成員とすること。有識者の選定については、厚生労働省と相談をすること。なお、受託事業者は、選定された地域に対し、選定通知を行うこと。

#### ウ. 地域選定にあたっての考え方

地域を決定する際の基本的な考え方を示す。受託事業者が地域の選定案を作成するに当たり、以下を十分留意すること。

- 外国人の受入に関して意欲があり、本事業期間及び事業終了後に積極的な取組が期待できると認められる提案であること。
- 地域が取組を実施するに当たっては、広く地域の関係者の賛同を得ることが重要であることから、単に受入れを行う観光事業者と医療機関のみではなく、都道府県及び市町村並びに医師会を含む医療関係団体

が参加する協議会が形成されていること、若しくはこれらから明確な支援を得ていることを応募の原則とする。

- 令和元年・2年度の先行事業で地域となった地域の応募を妨げるものではないが、当該地域が令和3年度においても応募する場合は、前年度までに構築された連携体制などを基盤として、さらなる発展的且つ具体的な提案であること、また地域による自律的な運営が行われるような提案であること。
- 本事業を通して、地域の医療サービスの向上や住民の健康への還元を図ることができる仕組みがあること。
- 地域が支出する経費について、1地域につき800万円（税込み）を上限として受託事業者が精算払いを行うことを想定しているため、地域は、別途厚生労働省が定める経理処理マニュアルに従い、適切な経理処理を行うこと。また、本経費支払いを活用し地域が主体的に取り組む内容の提案であること。

採択案は、⑤に示す3つの類型について最低1地域が含まれるようにすること。ただし、当該類型に対して応募がない場合にはこの限りでない。

### ③ 定期の打合せ

業務進捗確認のため、厚生労働省と定期的に打合せを行うこと。打合せの頻度は、2週間に1回程度とし、時間は、1回につき1時間程度とする。なお、打合せの都度議事要旨を作成し、3開庁日以内に厚生労働省に提出すること。

### ④ 有識者委員会の開催

②イで示した有識者委員会を置き、地域の選定評価及び本事業を進めるに当たり必要な助言等を受けるとともに、事業の中間報告・成果報告を行い、評価を受ける（年5回程度を想定）。なお、有識者委員会の都度議事録を作成し、厚生労働省に提出すること。

### ⑤ 地域支援業務

受託事業者は、地域が応募の際に提出する事業計画書に基づいた形で、地域の取組の支援を行う。

選定された地域は、それぞれの状況やニーズに合わせ、「医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した地域の受入れ体制の整備」、「医療・健康意識の高い訪日外国人に対し、旅行消費額の増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成・提供」、「造成したプランの販売に向けた海外連携・販路の確保」の3類型等を行

う。地域によって複数の類型にまたがって活動する場合もある。これに対し、受託事業者が実施する地域の支援は、それぞれ以下のようなことが考えられる。

（支援内容の詳細は、令和元年度及び令和2年度の事業の報告書を参考とすること）

#### 【医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した地域の受入れ体制の整備】

地域の医療機関等の多言語化、外国人を受入れる医療機関の整備、観光業者と医療機関が連携するためのスキームやシステムの開発等、地域において外国人受入れに必要な体制整備を地域が行うことを支援する。

（令和元年度の支援例）事業の理解及び協力を得るために地域関係者への説明を実施。地域の医療機関・観光事業者・地方公共団体が協議をする場で進行・ファシリテートを実施。地域とのミーティングで進捗を管理しつつ、必要な助言を提供。

#### 【医療・健康意識の高い訪日外国人に対し、旅行消費額の増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成】

地域が、地域の持つ医療資源及び健康増進コンテンツや観光コンテンツを活用し、医療・健康意識の高い訪日外国人に魅力的に映る滞在プランを造成することを支援する。

（令和元年度の支援例）前提となる地域の持つ医療・観光資源の洗い出しや魅力・弱点の客観的な分析。地域がターゲットとする国の渡航者へのインタビューによるニーズ調査。海外での医療要素を含む渡航プランの事例調査。

#### 【造成したプランの販売に向けた海外連携の確保】

地域がターゲットとする外国の行政機関、医療機関、関係団体、関係企業等との連携計画の作成及び実行を支援する。

（令和元年度の支援例）連携先として適切な渡航支援事業者等を同定。また、実際に滞在プランへのヒアリング機会の提供。

地域は応募の際に、事業計画書の中で年度内の活動計画及び中長期に地域が目指す姿や取組内容について記載をする。受託事業者は、事業計画書の妥当性検証や適切なアドバイス等を行うことで、地域が計画した取組内容が達成されるよう支援をする。

### ⑥ 効果測定の実施

受託事業者は、⑤において支援をした地域の取組につき、その効果測定をおこなう。効果測定とは、地域が計画し受託事業者が妥当性を検証した取組が、当初

の計画に沿って実施されたかを確認、評価して、地域にフィードバックするものである。効果測定は有識者委員等の知見を有する者の協力を得て行う。具体的な効果測定の方法は提案を行い、厚生労働省と事前に協議すること（※）。

（※）受託事業者が行う効果測定とは別に、地域は、ターゲット国の旅行者や関係者を採用したモニターツアーやファムツアー（注）等を実施し、医療機関の受入れ体制の整備状況や、滞在プランの内容及び事業性の評価・検証等をすることも考えられる。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況が不透明であることから、オンラインで実施可能な内容とすることや、国内在住者をモニターとする等の工夫が求められる場合がある。（新型コロナウイルス感染症の状況が我が国及び相手国において好転し、相手国からの渡航が平時の通りに行える状況であれば、地域が、実際に相手国から協力者を採用しモニターツアー等を実施できる場合もある。）

（注）ターゲットとする国の旅行代理店等に造成した滞在プランを体験してもらうこと

## ⑦ 成果報告会の開催

事業の成果について報告を行うこと。成果報告会は以下のとおりを想定しているが、詳細は厚生労働省との協議により決定すること。

- 開催時期は、令和4年2月下旬から3月上旬を目処とする。
- 時間は最大3時間とする。
- 地域の参加者が発表者となり、成果を発表する。聴衆は、医療機関、旅行・観光団体及び施設、地方自治体の観光・医療部局の方々を想定しており、本事業の成果への関心を引き、地域へ横展開がされることを目的とする。聴衆の募集は、厚生労働省、観光庁及び受託事業者が事前に協議をして関係者に周知をする。
- 規模は200人程度を想定するが、実際の開催方法（オンラインや会場での実施、会場の場合のブース設置、参加者の募集方法等）は別途、厚生労働省と協議をすること。

## ⑧ 業務実施報告書の作成

受託事業者は、令和3年度に実施した本項①から⑦の業務について、報告書を作成する。報告書には、地域支援業務の中で好事例と認められたものを好事例集として含めることとする。

その他、受託事業者は厚生労働省の指示に基づく業務を行う。

## 第2 納入成果物

### 1. 納入成果物

納入成果物は以下のとおり。

- ・ 報告書（好事例集を含む）
- ・ 厚生労働省との定期打合せや有識者委員会等で使用した資料、議事要旨

なお、業務の実施に当たって、上記に記載されていない成果物が発生した場合も、成果物として納入すること。その際の納入形態については担当職員と協議することとする。

最終成果物は、令和4年3月31日（水）までに納品すること。また最終成果物を納入するに当たっては、担当職員にて成果物の内容等を審査するため、その案を令和4年3月15日（火）までに担当職員へ提出すること。

※ 成果物は、原則、上記にあるものを個別に提出するが、複数の成果物をまとめて提出しても差し支えない。ただし、その場合は、担当職員と協議すること。

### 2. 納入形態

紙媒体は2部、電子媒体は1部とする。

紙のサイズは、日本産業規格A列4番を原則とする。図表については、必要に応じてA列3番を使用することができる。また、差し替えが可能なようにバインダー方式とする。

電子媒体等に保存する形式は MicrosoftWord2016、同 Excel2016、同 PowerPoint2016 で読み込み可能な形式とすること。ただし、担当職員が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

### 3. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館20階  
厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

### 4. 調達担当課及び連絡先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 担当職員：石川、難波  
TEL：03-5253-1111（内線4153、4108）

## 5. 検査

受託者から納入された成果物について、担当職員による検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての納入成果物を納入するものとする。

「1. 納入成果物」以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料の一覧表を作成し、最新状態を保っておくこと。

## 第3 留意事項

本業務を進めるに当たっての留意事項は以下のとおり。十分理解の上作業を進めること。

### 1. 作業体制

本事業の実施に当たっては、本事業の実施に必要な知識・知見のある者を確保するとともに、適切な作業体制を確保すること。各作業段階にて必要な人員、当該人員の保有する資格・実績等を明らかにするとともに、人員の欠如や変更の際は、同水準の体制を確保し、担当職員の承認を得ること。

### 2. その他

#### (1) 有識者委員会の開催にかかる旅費等

有識者委員会の開催にかかる旅費・謝金・借料及び損料は本契約とは別に支払うこととする。旅費は「国家公務員等の旅費に関する法律」、謝金は「各府省が適用する標準支払基準」に準ずること。

#### (2) 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう）を含む）に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を担当職員に報告し、承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して、本仕様書が定める受託者の責務を再委託先も負うよう、必要な措置をし、担当職員に報告の上、承認を受けること。

なお、総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は行わないものとし、第三者に再委託する場合は、原則契約額の二分の一未満とし、その最終的な責任は受託者が負うこと。

#### (3) 著作権

事業に係り作成される報告書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、受託者が本事業の従前より権利を保有していた等の

明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て厚生労働省に帰属するものとする。

#### (4) 機密保持

ア 受託者は、受託業務の実施の過程で担当職員が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）及び受託者が作成した情報を、本委託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

イ 受託者は、本委託業務を実施するに当たり、担当職員から入手した資料等について管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・ 複製はしないこと。
- ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかに厚生労働省に返却すること。
- ・ 受託業務完了後、上記アに記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを制約する旨の書類を厚生労働省へ提出すること。

#### (5) 遵守事項

ア 受託者は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準や、厚生労働省情報セキュリティポリシー及びそれらに関連する資料等の内容を遵守すること。

イ 担当職員へ提出する電子ファイルは事前にウィルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

#### (6) 作業場所

受託業務の作業場所は、本件を実施するに当たって適切な場所を確保すること。

#### (7) 業務に関連する法規への対応

受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、統計法、著作権法、不正アクセス禁止法、行政機関の保有する個人情報に関する法律等の関連する法令、医療法（広告規制を含む）等を遵守すること。

#### (8) 環境への配慮

本件に係る納入物については、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めること。また、受託者側の内部の業務においても同様の配慮を行うことが望ましい。

#### (9) 事業担当部局における進捗管理及び問題発生時の対応のあり方

##### (進捗報告)

- ・ 作業の進捗状況等については適宜報告を行うこと。

##### (問題発生時の連絡体制)

- ・ 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下

の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(事業担当部局) 医政局総務課医療国際展開推進室 TEL : 03-5253-1111  
(内線 4153、4108)

(契約担当部局) 医政局医療経理室 TEL : 03-3595-2225 (内線 4190)

(10) その他

ア やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、担当職員の承認を得ること。

イ 入札公告期間中において、令和元年度、2年度に実施した「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」の報告書を資料閲覧に供するので、希望する事業者は、第2の4に記載する連絡先に連絡し調整すること。

ウ 本仕様書に記載されていない事項については、医療国際展開推進室と協議すること。

エ 担当職員から早急な対応を求めることもあるため、対応できる体制を整えること。

オ 受託者は、事業の遂行状況について、支出負担行為担当官医政局長から要求があったときは、速やかに状況報告を行うこと。

カ 関係する政府方針等については、以下を参照すること。

・観光ビジョン実現プログラム 2020

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02\\_000419.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000419.html) ・成長戦略 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>

・国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について (令和 2 年 12 月 21 日観光戦略実行推進会議決定案)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko\\_vision/kanko\\_kaigi\\_dai42/siryou.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/kanko_kaigi_dai42/siryou.pdf)